

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

## 事業主向け

	対象	支援名称	支援の詳細		問い合わせ先
給付 (もらう)	施設の使用停止に協力依頼した方	東京都感染拡大防止協力金	最大 50万円	都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小事業者に対して支給。※2事業所以上で休業に取り組む事業者は最大100万円支給。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567
	自主的に休業した理美容事業者の方	東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金	15万円 (定額)	都の「命を守るSTAY HOME 週間」(4/30~5/6)を踏まえ、自主的に休業した理美容業や美容業を営む中小企業または個人事業主に対して支給。※2事業所以上で休業に取り組む事業者は30万円支給。	
	自粛などで業績が悪化(売上げ半減)した方	持続化給付金	中小 200万円 (上限)	感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を下支えするための事業全般に使える給付金を支給。	経済産業省 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
			個人事業 100万円 (上限)		
	従業員に休んでもらった方	雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当、賃金等に要した費用の一部を助成。※区では、申請支援窓口を開設しています。予約制ですので事前にお問い合わせください。		厚生労働省 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 ※区の「雇用調整助成金」の申請支援窓口予約産業振興センター就労・経営支援係 03-5347-9077
	従業員に子どもがいる方	小学校休業等対応助成金	1日 8,330円か 15,000円 (上限)	小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金を支給。	
	フリーランスで子どもがいる方	小学校休業等対応支援金	1日 4,100円か 7,500円 (上限)	小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代に対して支援金を支給。	
	テレワークを新規で導入する方	働き方改革推進支援助成金	200万円か 300万円 (上限)	補助率:1/2または3/4 補助率 補助対象経費の10分の9以内(補助限度額300万円)	
テナント事業者の方	家賃支援給付金	法人 100万円 個人 50万円 の6カ月分 (上限)	給付率:2/3、法人50万円 個人25万円の6カ月分 ※複数店舗を有する場合は法人100万円 個人50万円(上限)	テナント事業者のうち、5~12月において、いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少、または連続する3カ月の売上高が前年同月比で30%以上減少している中小企業等に対し、給付金を支給。	中小企業庁 総務課 03-3501-1768

2020年5月28日時点の情報です。最新情報は各HPでご確認ください。